

従業員の皆さんへ

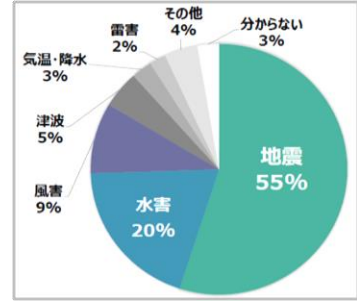
日々のお仕事ご苦労様です。

お盆が過ぎ日も短くなり、朝晩は虫の声も聞こえてきましたが、厳しい残暑が続いています。もう少し暑さ対策をして乗り切りましょう！

みなさん9月1日は、「防災の日」だということをご存知ですよね？ちょうど100年前の9月1日、関東大震災が発生し、犠牲者の数は推定10万人以上とされています。地震以外にも、台風や津波などの自然災害は私達には止められないものではありませんが、被害を少しでも抑えるためには日頃の対策が必要不可欠です。そこで今月の衛生委員会通信は「職場での防災対策」について考えたいと思います。「職場巡視」をすることで防災に備えるべきことが見えてくると思います。

企業が警戒する災害とは？

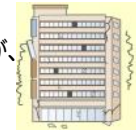
最も警戒している自然災害



北関東や北陸、中国・四国地方では**水害**（洪水や豪雨など）を、近畿や九州地方では**風害**（台風や竜巻など）を最も警戒する企業が多い



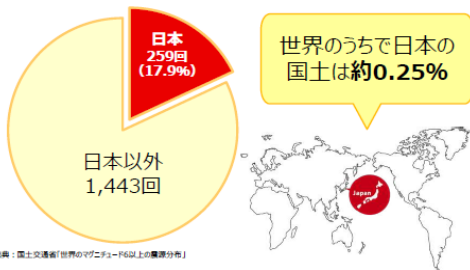
地域によって特に警戒する災害に違いがあるが、全国的に**自信を最も警戒する企業が多い**



“地震大国”日本

10年間に世界中で発生したマグニチュード6.0以上の地震の約2割は日本と、その周辺で発生しています。

マグニチュード6.0以上の地震回数(2011年-2020年)



さらに…2021年はマグニチュード6.0以上の地震は20回、2022年は19回であり、ともに被害を伴った地震は7回/年発生していました。

二次災害の危険

- ・火災 ・津波 ・土砂崩れ（特に豪雨後）

例) 関東大震災

1923年9月1日 午前11：58

推定マグニチュード7.9

死者行方不明者：105,385人(うち約9割が焼死)

地震が起きると…

- 建物の損壊 ■交通の途絶
- 通信困難 ■電気、ガス、水道の停止

など、外傷による命の危険のみでなく、その後の社会活動・日常生活への影響が起きる可能性があります。また、気象災害と異なり、予報する事が難しいという特徴もあります。

自然災害下でも存在する「安全配慮義務」

【労働契約法 第5条 労働者の安全への配慮】

使用者は、労働契約に伴い、**労働者がその生命、身体等の安全を確保**しつつ労働することができるよう、**必要な配慮**をするものとする。

必要な災害対策や避難指示などの安全配慮を怠ると、安全配慮義務違反によって**損害賠償請求**される恐れがあります。

【事例：強風落下事故被災事件】

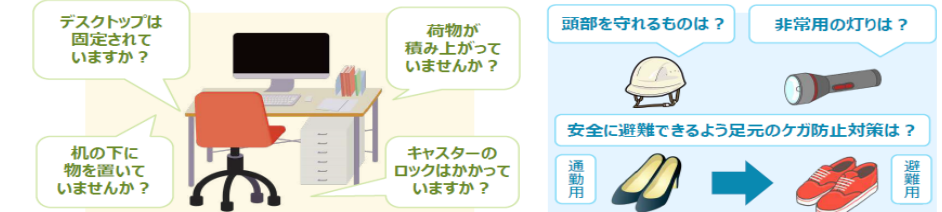
荷役会社の作業員が、輸入パルプの積荷を終えたトレーラートラックにシートを掛けようと作業長と共に地面から約3mの高さのトラック荷積上にシートを広げて乗っていた。その際、強風により吹き上げられたシートが作業員を巻きこみ、トラック荷積上から地面に叩き落とされた。作業員は左胸部打撲、脳震盪、両下肢打撲の障害を負った。

会社が气象台から強風波浪注意報の通報を受けた時、作業長に対して通知する**作為義務**。使用者責任判決は、会社の使用者責任を認めた。

様々な災害発生を想定の上、防災用具の準備や訓練を実施し、将来起こり得る災害に備えることが必要**まずは、職場の状況を把握するための巡視を行いましょ！**

職場巡視のポイント ～デスク周り～

地震や台風、豪雨などの自然災害が発生した場合は**まず、自分の命を守ることが最優先**です。オフィスワークであっても、すぐに安全に避難できるよう普段から準備をしておきましょう。



普段は気にならないようなケーブル類や、床やデスク上の物品も、災害時には避難の妨げになる場合があります。また、災害発生時に頭や手足をケガすると、避難行動がとりにくくなる恐れもあります。**普段から整理整頓、身を守るための物品の準備は一人ひとり心掛けましょ！**

職場巡視のポイント ～事務所全体～






職場全体をよく確認し、ケガや避難の妨げ要因となるものがないか細かく確認ましょ。また、一度対策を講じても、耐久性の低下や動作不良など、時間の経過とともにその効果が薄れている可能性もあります。**定期的な点検を行うようしましょ！**

帰宅困難への備え

大規模な災害が発生した場合、交通が途絶えやすい地域、あるいは高層ビルなどでは、水、食料、電気、ガス等のライフライン復旧までの時間が特に長引く可能性があります。備蓄品は、一週間分以上用意するとよいでしょう。また、来客がいる場合などに備え、**従業員分+10%**を備蓄しておくことも検討しましょう。

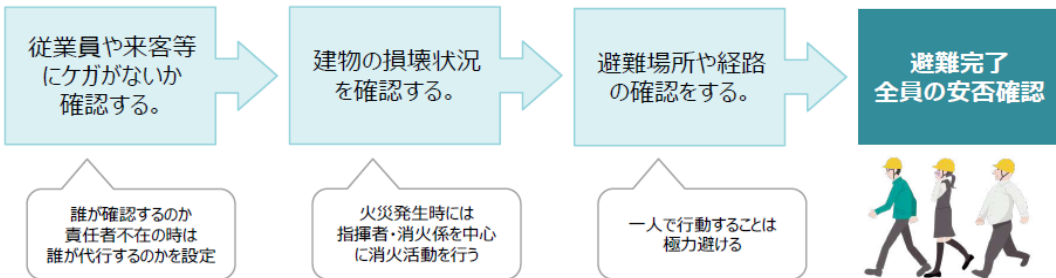
【備蓄品の例】

<p>飲料水 (1日2~3ℓ/人)</p>	<p>飲用や調理に使用 季節や気候に応じ、必要なら増やす</p>	<p>非常用トイレ (1日5回分以上/人)</p> <p>上下水道が使用できない 我慢すると便秘や膀胱炎など 引き起こす可能性もあるので、 多めに準備</p> 	<p>毛布</p> <p>保管スペースを圧迫しない、フリースなどの薄くて暖かい素材やアルミ製保温シートを準備</p>
<p>食料品</p>	<p>非常食は炭水化物に偏りすぎないよう、魚の缶詰や野菜ジュースなども追加</p> 	<p>救急用品</p> <p>消毒液、包帯、ガーゼ、絆創膏など職場の状況に応じて必要物品を検討する</p> 	
<p>小麦アレルギーなど、食品アレルギーがある従業員も食べられるものを準備</p>			

物理的な対策以外に行うべき内容例①


災害発生時の連絡・避難時の行動を示したフローチャートや、二次災害を防ぐための職場の応急点検用のチェックリストを作成し、確認漏れがないよう対策します。また、災害発生時の**避難誘導者や消火係など、役割分担とその周知**をしておきましょう。

【災害発生時の初動例】



物理的な対策以外に行うべき内容例②

職場所在地の揺れやすさや、液状化の可能性、豪雨による洪水・氾濫発生時の浸水予想区域などを把握し、職場全体で危機意識を持つようにします。また、自治体などが発信する警報の意味も理解できるように掲示しておきましょう。



地震、津波・高潮、浸水などの自然災害発生時に予測される、被害の大きさと被害が及ぶ範囲を地図上に記したものを。

市区町村が発出する避難情報等をしっかりと確認する

避難情報等 (警戒レベル)			
警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保
<警戒レベル4までに必ず避難！>			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報
1	中程度の被害を予測	災害への備えを確認	早期避難勧告

物理的な対策以外に行うべき内容例③

防災マニュアル作成だけでは、十分な安全配慮義務を尽くしたとは言いきれません。作成したマニュアルを平常時から従業員に周知徹底し、当該マニュアルに従った避難訓練を実施しておきましょう。「防災の日」や「毎月第〇(△曜日)」など、毎年特定の日を訓練日と設定し、**訓練や備蓄品の点検や破損の点検**をすると抜けがないでしょう。



日頃の備えができてこそ、非常時に慌てず対応できます！

職場巡視チェックリストを活用

衛生管理者による職場巡視は、**1週間に1回以上**実施しましょう。また、衛生管理者以外の人でも**防災に関する項目は特に普段から確認**しておきましょう。

職場巡視チェックリスト	
防災に関する項目	月 日 ()
通路幅は適切で物が置かれていないか	
配線・コンセントなど電気用具は安全に管理されているか	
消火器の設置は適切か	
家具や重量物（電化製品）などは固定されているか	
防災備品は適切に管理されているか（ヘルメットの用意、備品の破損、保存食の期限等）	
非常口のドアは正常か（扉の前に障害物がないか、外開き・施錠されていない等）	
キャビネットの上のものは落下しないか	
救急用具は設置されているか	

今回の資料を参考に皆さんの職場に潜む危険箇所、防災対策について考えてみましょう！